

大綱的指針に沿った研究開発評価の実施状況のフォローアップに係る 今後の取組みについて

平成22年12月9日
総合科学技術会議
評価専門調査会

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（以下、「大綱的指針」という。）に沿った研究開発評価の実施状況について、今般評価専門調査会事務局が関係各省の協力を得て調査、取りまとめを行なった別紙の結果によれば、各省においては、概ね、研究開発課題等の評価の着実な取組みが行なわれてきている。

一方で、平成20年の大綱的指針の改訂において取組みを強化していくべき事項として示された、その後の発展が見込まれる優れた研究開発成果を切れ目なく次の段階につなげるための終了前評価の実施や研究開発の国際水準の向上を目指すための海外の専門家の評価者としての活用等の取組み、あるいは科学・技術による社会経済的な効果（イノベーション創出の効果）を把握する観点から重要性を増すと考えられる追跡評価の取組みについては、必ずしも十分に浸透しているとは言えないことから、今後とも各省において取組みを促進していくことが求められる。

なお、平成20年の大綱的指針の改訂に対応した評価指針の見直しが行なわれていない省においては、速やかに改訂することが求められる。

評価専門調査会においては、研究開発評価の質的な向上とPDCAサイクルの構築を促進する観点から、こうした取組みを中心に引き続き研究開発評価の実施状況を確認していくこととし、その一環として各省の協力を得つつ、効果的な取組み事例について情報の収集とその共有が図られるよう取組みを行なっていく。